

インバウンド向け乗船会のP R・運営等業務

標準仕様書

京都市上下水道局総務部総務課

1 背景と目的

京都市上下水道局（以下「当局」という。）では、明治期の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産である琵琶湖疏水の建設の意義を改めて認識いただき、沿線地域の更なる活性化の源となることを目的に、関係団体と連携のうえ、びわ湖疏水船を活用した琵琶湖疏水沿線の更なる魅力向上・発信に取り組んでいる。

2 件名

インバウンド向け乗船会のPR・運営等業務

3 納入場所

当局総務部総務課

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

(1) 試乗会の企画・運営

- ・ 訪日外国人に対してのびわ湖疏水船の更なるPR、販売に向けた効果的な手法の意見聴取等を目的として、外国人観光客等を対象とした試乗会を企画し、運営する。
- ・ 参加者の募集に当たっては、当局において令和6年度実施した「インバウンド向け乗船会のPR・運営等業務」の内容を踏まえ、効果的な手法を用いることとし、今後、びわ湖疏水船においてインバウンド対応に取り組んでいくうえで必要となるデータを収集すること。

なお、希望する事業者に対しては、令和6年度に実施した「インバウンド向け乗船会のPR・運営等業務」報告書を当局から提供する。

- ・ 本委託における試乗会については、びわ湖疏水船の2025年春季運航期間中（令和7年3月27日～6月8日）に、5日間以上の期間で、各日、上り便及び下り便それぞれ少なくとも1便以上ずつ実施するものとする。実施手法やデータ分析に必要な参加者数等についてはあらかじめ当局と協議することとし、集めることができなかった場合には2025年秋季運航においての実施も想定する。

なお、それらに係るびわ湖疏水船の借上げ経費（実施日における乗船料相当額）を負担すること。ただし、参加者の乗船料については、参加者に全額負担していただくことを想定する。

- ・ 本事業の実施に当たっては、令和4年度に開発した「多言語音声案内システム（以下、システム）」を当局から貸与し、システムを用いての実施を想定する。試乗会実施までにシステムについて、事業者において熟知すること。

(2) アンケートの実施

- ・ 試乗会の実施に当たっては、アンケートを実施すること。

(3) 報告書の作成

- ・ 5(1)及び(2)の実施内容を踏まえて報告書を作成すること。

6 著作権等の取扱い

- (1) 本契約による成果物についての全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託料の完済により当局に移転する。
- (2) 受託者は、当局が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾する。
- (3) 当局は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しない。
- (4) 6(2)及び(3)のほか、受託者は、成果物について、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を当局が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (6) 6(5)において当局が著作物を使用することができる期間は無期限とする。やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に当局の承諾を得るものとする。
- (7) 受託者は、成果物について、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していないことを当局に保証するものとする。万一成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる紛争等の問題については、全て受託者の責任と負担において処理するものとする。
- (8) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないものとする。

7 本業務の履行に係る業務体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、円滑な遂行のため、相当の経験を有する責任者（1名）及び主任担当者（1名以上）を配置すること。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり業務管理を行い、主任担当者は、本業務の実施に当たって、当局と連絡を密にして十分に協議を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、進捗状況等について当局と協議してその指示に従うとともに、関係機関と連携し、調整を図ること。

8 提出書類

受託者は、以下を当局に対して提出すること。

(1) 契約締結後

ア 企画提案書

- イ 工程表
- ウ その他当局が必要と認める書類
- (2) 業務完了後
 - ア 業務完了報告書
 - イ 本件委託に係る請求書
 - ウ その他当局が必要と認める書類

9 特記事項

(1) 費用負担

本業務に際して生じる一切の費用は、仕様書特段記載がないものを除き、全て受託者が負担するものとする。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密（5(1)の業務で扱う個人情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

イ 受託者は、成果物（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、当局の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 契約不適合責任

納品後2年以内に成果物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、当局の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

(4) 関係法令等の遵守

受託者は関係法令等を順守して本業務に当たること。

(5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義を生じた事項については、提案書等に基づき、受託者と当局が協議して定めるものとする。

なお、協議により決定しない場合は、当局の指示による。

(6) その他

本業務は、大津市との広域連携事業として、国の地方創生推進交付金を活用して実施するものである。当該交付金事業の実施計画の中では大津市域における観光消費額及び宿泊者数の増加も数値目標として設定しており、本業務の実施に当たって、受託者は琵琶湖疏水沿線の魅力向上による大津市域への波及効果拡大も図ること。